

海事振興連盟・海洋立国懇話会
「年齢制限のない若手勉強会」
2025年7月30日

兼原 敦子

1

改正再エネ海域利用法における排他
的経済水域での洋上風力発電
— 国際海洋法上の権利義務の実現に
よる日本の海洋政策 —

* 「海洋再生可能エネルギー発電設備に関する法律」に
改称されますが、メディアなどで最もよく用いられる表現
「改正再エネ海域利用法」を用いております。

＊ ＊ ご引用などは、一切お控えいただきますように、願
い申し上げます。

(講師)

2

東京大学法学部卒業

キヤノングローバル戦略研究所・研究主幹

笹川平和財団上席フェロー

内外情勢調査会講師

Member of the Governing Board of IMO International Maritime Law
Institute (IMLI)

「ミナミマグロ事件：国際海洋法裁判所・仲裁」日本政府弁護人

「南極海捕鯨事件：国際司法裁判所」日本政府顧問

前総合海洋政策本部参与（首相任命2年任期で約10名）

（2016年から2022年）

前国際法学会代表理事（2020年から2022年）

日本ドットコム評議員

References

3

①「排他的経済水域での洋上風力発電」

[排他的経済水域での洋上風力発電 | キヤノングローバル戦略研究所](#)

(初出) 2025年『海外事情2025年5・6月号』(2025年5月15日、拓殖大学海外事情研究所)

②「洋上風力発電を契機とする海洋空間計画」(公開日:2025年5月22日)

https://cigs.canon/article/20250403_8763.html

③兼原敦子 「海洋基本計画の支柱及び主要施策の提言ー第4期海洋基本計画とそれを超えてー」『海洋政策研究』17号(2023. 2.) 1ー16頁,

[ISSN1880-0017_vol17.pdf \(spf.org\)](#)

References

- ④兼原敦子 「『海洋大国』『海洋立国』の国家戦略一洋上風力発電に係る海洋空間計画」
J2TOP March, 2023, 15-18頁
- ⑤兼原敦子 「第4期海洋基本計画にむけて一総合海洋政策本部参与会議の機能」 OPRI Perspectives「海の論考」No. 25 (2022), [【海の論考 OPRI Perspectives】第25号「第4期海洋基本計画にむけて一総合海洋政策本部参与会議の機能」兼原敦子 | 海洋政策研究所-新着情報 | 笹川平和財団 - THE SASAKAWA PEACE FOUNDATION \(spf.org\)](#)
- ⑥兼原敦子「海洋空間計画:『広くて大きい海』から『閉じた大きな水槽としての海』へ」、運輸総合研究所『運輸総研だより』2023年夏号、Vol. 7, p. 3,
https://www.jttri.or.jp/dayori_07.pdf
- ⑦「洋上風力設置区域 EEZに拡大一再エネ海域利用法改正案の意義と課題」
(キャノングローバル戦略研究所兼原敦子研究主幹に聞く)
公明新聞 2024年6月20日(3面)
- ⑧兼原敦子 (インタビュー) 「洋上風力EEZ拡大に向け『オールジャパン』の海洋政策を」ウインドジャーナルWeb版 (2023年、[洋上風力EEZ拡大に向け「オールジャパン」の海洋政策を | ウインドジャーナル | 風力発電のビジネス情報サイト \(windjournal.jp\)](#))

References

5

【海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案および関連文書】

<https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250307001/20250307001.html>

【内閣府総合海洋政策推進事務局長の私的懇談会「排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電の実施に係る国際法上の諸課題に関する検討会－とりまとめ】」（令和5年1月31日），
<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/energy/pdf/torimatome.pdf>

【海洋基本計画（第三期、第四期）】

第3期：海洋政策 - 内閣府 (cao.go.jp) H. 30 (2018) 5. 15.

[The Third Basic Plan on Ocean Policy \(cao.go.jp\)](http://cao.go.jp)

第4期海洋基本計画 本文 (cao.go.jp) R. 5 (2023) 4.28.

【日本海洋政策学会・日本沿岸域学会合同アピール委員会「海洋・沿岸域の総合的権利の実現に向けたアピール～第4期海洋基本計画への政策提言～」】

<https://www.jaczs.com/03-journal/teigen-tou/2020ap/jaczs2021.pdf>（日本沿岸域学会学会のHPにリンクが掲載されている）

I. はじめに

6

I. はじめに

1. 本日のご説明
2. 改正再エネ海域利用法の成立

II. 改正再エネ海域利用法の骨子

国際法上の権利義務と国家政策の連動の観点から

III. 国際法上の海域制度・EEZ制度

IV. 「国家政策の策定・実現」と「国際法上の権利の実現および義務の履行」との連動

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

MDAー「海洋状況表示システム(海しる)」ー海洋空間計画

VI. 「オールジャパン」

みなさま、一緒に！

I. はじめに

7

2. 改正再エネ海域利用法の成立

(1) 2024年国会で改正法案の提出

①2018年「海洋再生可能エネルギーに係る海域利用の促進に係る法律(法律第89号)」

以下、「(2018年再エネ海域利用法)」

②「海洋再生エネルギー発電設備に係る海域利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」(改正法案)

継続審議👉 廃案

(2) 2025年国会で改正法案の可決

「海洋再生可能エネルギー発電設備に関する法律」

* 本日のご説明では、「改正再エネ海域利用法」とする

I.はじめに

8

2. 改正再エネ海域利用法の成立(つづき)

(3)「海洋空間計画」についての附帯決議

第217回国会閣法第46号 附帯決議

第217回国会閣法第46号 附帯決議

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 国際基準にのっとりた生物多様性の保全を重視し、利害関係者の意見を反映させるため、海外で導入事例のある海洋空間計画の実態を把握し、関係府省庁や環境専門家等との連携の下、我が国の実情を踏まえつつ、我が国独自の海洋空間計画の手法を早急に確立すること。

* 第213回国会閣法第53号 附帯決議 第一項も同文

II. 改正再エネ海域利用法の骨子

国際法上の権利義務と国家政策の連動の観点から

1. 内閣府による法(案)説明

○我が国における**2050年カーボンニュートラル**の達成に向けて、洋上風力発電は、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされている。

○**2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kW**の案件形成目標を掲げており、領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、「再エネ海域利用法」という。）に基づく案件形成の促進に加え、我が国の排他的経済水域（以下、「**EEZ**」という。）における案件形成に取り組んでいく必要がある。

○こうした中、現在の再エネ海域利用法では、適用対象を「領海及び内水」としており、**EEZ**についての定めはないことから、**EEZ**における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る制度を創設する。

○また、洋上風力発電事業の案件形成の促進に当たって、海洋環境等の保全の観点から適切な配慮を行うため、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下、「**促進区域**」という。）の指定の際に、国が必要な調査を行う仕組みを創設する

II. 改正再エネ海域利用法の骨子

国際法上の権利義務と国家政策の連動の観点から

10

2. 【EEZにおける洋上風力発電設備の設置までの流れ】(内閣府による説明)

①経済産業大臣は、自然的条件等が適当である区域について、公告縦覧や関係行政機関との協議を行い、**募集区域として指定**することができる。



②募集区域に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、設置区域の案や事業計画の案を提出し、経済産業大臣及び国土交通大臣による**仮の地位の付与**を受けることができる。



③経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮の地位の付与を受けた事業者、利害関係者等を構成員とし、発電事業の実施に必要な協議を行う**協議会を組織**するものとする。



④経済産業大臣及び国土交通大臣は、協議会において協議が調った事項と整合的であること等の許可基準に適合している場合に限り、**設置を許可**することができる。

※EEZにおける洋上風力等に係る発電設備の設置を禁止

促進区域(領海及び内水)及び募集区域(EEZ)の指定等の際に、海洋環境等の保全の観点から、環境大臣が調査を行う。

II. 改正再エネ海域利用法の骨子

国際法上の権利義務と国家政策の連動の観点から

11

募集区域の指定 🖐️ どうやって？

協議 🖐️ 何を？

①EEZ＝距岸200カイリまで広がる広大な海域

②外国による海洋利用も含み、多様な海洋利用・多様な利害関係

③「国の」「オールジャパン」の意思決定が不可欠

c. f. 2018年再エネ海域利用法における地方自治体の機能



「国家政策の決定」と「国際法・海洋法上の権利の実現および国際義務の履行」との連動



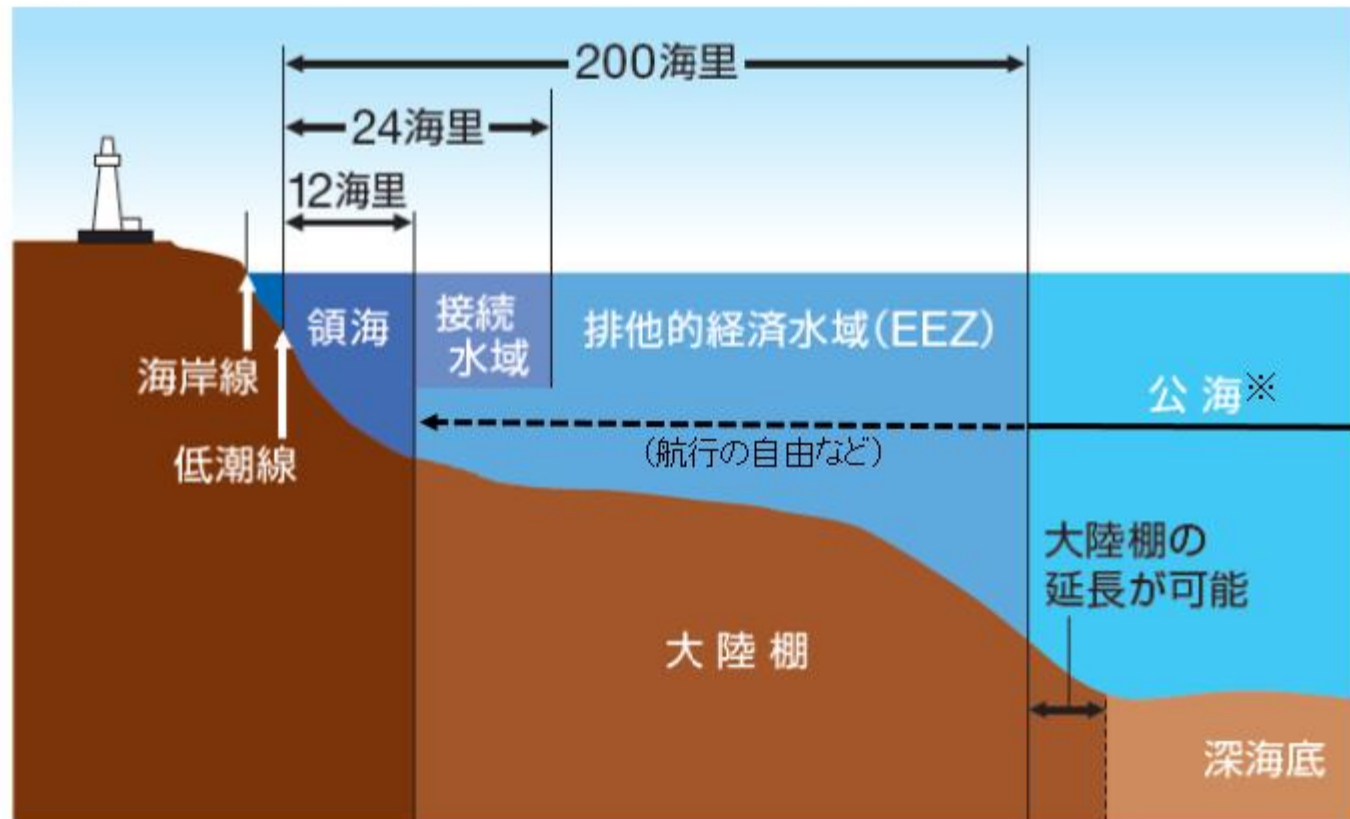
III. 国際法上の海域制度・EEZ制度

III. 国際法上の海域制度・EEZ制度

12

(https://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/zyoho/msk_idx.html)

◆ 領海・排他的経済水域等模式図



III. 国際法上の海域制度・EEZ制度

13

* 国際法・海洋法＝1982年国連海洋法条約(UNCLOS)に即して

1. 【領海】と【EEZ】との相違

(1)【領海】:日本は「包括的な」「主権」を持ち、制限は外国船舶の「無害通航権」

(2)【EEZ】:日本は**限定された事項**についてのみ権利をもつ



2. 海域の「事項的・機能的」分割＝同じ海域がEEZでもあり公海と同様でもある

c.f. 「場所的・物理的」分割

【EEZ制度】:沿岸国(日本)が権利をもつ事項:国連海洋法条約(UNCLOS)56条
「権利」

(a) **天然資源の探査、開発、保存及び管理**

海水、海流及び風からのエネルギーの生産等:洋上風力発電＝エネルギー生産

(b)(i) **人工島、施設及び構築物の設置及び利用＝浮体式洋上風力発電施設の設置**

・(施設の周囲に)安全水域の設定

??? 海底ケーブル(送電ケーブル)の敷設・運用・除去

「義務」

他の国(外国)の権利及び義務に**妥当な考慮**を払う

外国は、沿岸国日本のEEZ利用に**妥当な考慮**を払う

III. 国際法上の海域制度・EEZ制度

14

3. 【EEZ】と【公海】のいわば「並存」

EEZ沿岸国が権利を持たない事項では同じ海域が[公海]と同様

[公海]: **すべての国(日本も外国も)**が「公海利用(特に航行)の自由」をもつ



- ・ **同じ「(距岸200カイリの広大な)」海域で、**
 - ・ 沿岸国日本の洋上風力発電と、(日本による)漁業その他の利用だけでなく、「外国の」利用が、**同時に行われる**
- つまり、「外国」の海洋利用も含み、日本・外国による**多様な海洋利用と、日本による洋上風力発電**とをいかに実現するかという課題
- UNCLOS上の義務「他国の海洋利用に妥当な考慮を払う義務」
他国も、「沿岸国である日本のEEZ利用に妥当な考慮を払う義務」

IV.「国家政策の策定・実現」と「国際法上の権利の実現 および義務の履行」との連動

15

1. 洋上風力発電実施海域の決定

「改正再エネ海域利用法」では「募集区域」

c.f. 領海「促進海域」(本日は、EEZに焦点)

【改正再エネ海域利用法 32条】

1 経済産業大臣は、基本方針に基づき、排他的経済水域のうち次に掲げる基準に適合する相当の面積の区域を、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域として指定することができる。

一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

二 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に明白な支障が及ぶとは認められないこと。

三 当該区域の海洋環境の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が海洋環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと見込まれること。

IV.「国家政策の策定・実現」と「国際法上の権利の実現 および義務の履行」との連動

16

2. 仮の地位の付与を受けた事業者、利害関係者等を構成員とする、発電事業の実施に必要な協議(協議会)

【改正再エネ海域利用法 36条】

1 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可をしたときは、当該仮許可に係る仮許可区域を含む海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域ごとに、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 経済産業大臣及び国土交通大臣

二 農林水産大臣

三 当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に係る仮許可事業者

四 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣及び国土交通大臣が必要と認める者

IV.「国家政策の策定・実現」と「国際法上の権利の実現 および義務の履行」との連動

17

3. EEZの国際法上の海域制度から得られる前提

- ①EEZ＝距岸200カイリ＝広大な海域における「募集海域」の決定を要する
- ②外国による海洋利用も含む多様な海洋利用をいかに実現するかという課題
＝多様な利益の調整と、選択・優先順位の決定を要する

＊改正再エネ海域利用法36条以外で利益調整に関連しうる条文

EEZにおける発電設備の設置の仮地位(仮許可)を付与するに際して、申請者が提出すべき設置計画案に記載する事項には「関係漁業者その他の利害関係者との調整体制」を含み(33条3項13)、洋上風力発電の許可を付与する基準には、**航路**や漁業の考慮を含む(38条1項4および5)。

政府が策定する、海洋再生可能エネルギー発電設備に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるための基本方針(6条)も関わるか。

外国による海洋利用への考慮は明記(想定)されていない...

- ・上記「**航路**」:航行利用を想定？
- ・48条:この章の規定の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意しなければならない

IV.「国家政策の策定・実現」と「国際法上の権利の実現 および義務の履行」との連動

18

EEZにおける海洋利用にはどのようなものがあるか？

MDAー「海洋状況表示システム(海しる)」による海洋利用の
「可視化」



海洋空間計画における選択・優先順位の決定



国家＝オールジャパンによる海洋空間計画の策定

すべてのstakeholdersの意識に支えられて、日本の国家政
策の策定・実現

それは、国際法上の権利の実現と義務の履行をはかることでも
ある

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

19

1. 多様な海洋利用・多様な利害関係を「知る」

(1) **MDA**による情報収集と「海しる(海洋状況表示システム)」による海洋利用の「可視化」

Maritime Domain Awareness (MDA)

【海上保安庁による説明】

海しる / MSIL

「海しる(海洋状況表示システム)」は、さまざまな海洋情報を集約し、地図上で重ね合わせて表示できる情報サービスです。

掲載情報は地形・地質、海象、気象、安全、防災、水産、海域利用・保全といった幅広い分野から**200種類以上**！

船舶の運航管理や漁業、防災、海洋レジャー、海洋開発など多くの分野で利用可能です。



海洋利用を(いわば、**EEZ**の図面上に)「可視化」して、相互に**調整**

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

20

1. 多様な海洋利用・多様な利害関係を「知る」(つづき)

(2) 海洋利用・利害関係の「調整」

2025年3月11日

総合海洋政策本部(=改正再エネ海域利用法案の提案主体)が主催するシンポジウム

「海洋データ利活用を通じた地域活性化シンポジウム」

①シンポジウムの趣旨説明として、第4期海洋基本計画における海洋空間計画に係る記載箇所を紹介・確認

(MDA👉)海洋状況表示システム(“海しる”)の機能や効用の説明

②『持続可能な海の利用にむけた海洋空間計画と“海しる”の意義』と題する基調講演



海洋利用を「可視化」して、相互に調整

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

21

1. 多様な海洋利用・多様な利害関係を「知る」

(2) 海洋利用・利害関係の「調整」(つづき)

【広辞苑】:「調整」とは？

a. ある状態や目的に合わせて整えること:

例えば、機械の調子を整えたり、スケジュールを調整したりする場合など。

b. 釣り合いの取れた状態にすること:

例えば、予算の調整や人員配置の調整など、全体的なバランスを考慮して整える場合。

c. 関係者間の折り合いをつけること:

例えば、交渉や会議などで、それぞれの意見を調整し、合意形成を図る場合。＝海洋利用相間の調整

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

22

1. 多様な海洋利用・多様な利害関係を「知る」(つづき)

(3)「調整」から選択・優先順位の決定＝「海洋空間計画」へ

「国家意思としての海洋政策の統合的な判断が不可欠」

・排他的経済水域 (EEZ)では、外国による利用も含めて、航行・漁業・資源開発・軍事演習・レジャーなど、海洋利用はますます多様化し、利害関係も多様化・複雑化

・外国との海洋利用・利益調整および国民と国家の利益の最大化

・多様な海洋利用の相互の利害関係を「総合的に」調整するだけにとどまらず、海洋利用の最適化とそれによる国益の最大化のために、**選択**や**優先順位**の決定を含む、国家意思としての「**統合的な**」判断が不可欠。👉「海洋空間計画」

2007年海洋基本法制定の趣旨：

「オールジャパン」で海洋政策の策定・実現

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

23

2. 海洋空間計画

(1) 海洋空間計画とは

「多様化・高密度化した海洋の利用形態を踏まえて、海岸・沿岸域、さらには、排他的経済水域や大陸棚を含む広大な海洋空間の、総合的管理を提唱する。そして、海洋空間計画とは、広大な海域を包括的に捉えて、海域における人間活動の空間的・時間的な配分を行い、海洋の利用と保全を戦略的に計画していくこと」

「海洋・沿岸域の総合的権利の実現に向けたアピール～第4期海洋基本計画への政策提言～」日本海洋政策学会・日本沿岸域学会合同アピール委員会(2021年12月)、

<https://oceanpolicy.jp/jsop/index.html>, 6-8頁

= **MARINE SPATIAL PLANNING**「海洋空間計画」

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

2. 海洋空間計画(つづき)

(2) 海洋基本計画(第3期・第4期)における海洋空間計画

【第3期海洋基本計画】

「諸外国においても導入事例のある『海洋空間計画』については、その実態の把握に努め、我が国の海域の利用実態や既存の国内法令との関係等を踏まえつつ、その必要性と課題及び活用可能性につき検討を進める。(内閣府)」(68頁)

(注91)総合的な海域管理と多様な資源の持続的可能な利用を目的とする管理利用計画。略称は、**MSP**

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

25

2. 海洋空間計画

(2) 海洋基本計画(第3期・第4期)における海洋空間計画 (つづき)

【第4期海洋基本計画】

データの共有・利活用の促進

...また、海洋データの共有を通じて、我が国独自の海洋空間計画の手法を確立する。その際、これまでに日本各地で行われてきている再エネ海域利用法等の定める促進区域等での取組等を海洋空間計画の一形態として適切に位置付ける。(30頁)

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

26

2. 海洋空間計画

(2) 海洋基本計画(第3期・第4期)における海洋空間計画

【第4期海洋基本計画】(つづき)

排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境整備
[...]

排他的経済水域等における主権的権利の更なる行使のための法整備については、まず、個別具体的な課題に対応して進めることとし、...また、諸外国においても導入事例のある海洋空間計画については、その実態の把握に努めるとともに、我が国の海洋空間計画として既に取り組まれている管轄海域における法令の適用による規制や利用の実態の整理について、海洋状況表示システム「海しる」における共有・可視化を進める。その上で、排他的経済水域等における他の個別課題への展開や、複合的な海域利用への適用を検討する。(内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省) (50頁)

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

27

2. 海洋空間計画(つづき)

(3)改正再エネ海域利用法への附帯決議(スライド8再録)

第217回国会閣法第46号 附帯決議

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 国際基準にのっとりた生物多様性の保全を重視し、利害関係者の意見を反映させるため、海外で導入事例のある海洋空間計画の実態を把握し、関係府省庁や環境専門家等との連携の下、我が国の実情を踏まえつつ、我が国独自の海洋空間計画の手法を早急に確立すること。

(4)2025年3月11日総合海洋政策本部主催シンポジウム(スライド20)でも、基本計画における海洋空間計画の記載を確認、海洋空間計画についての基調講演の実施

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

28

3. 国際法上の権利義務の実施

(1) 国際法上の権利の行使

EEZでの洋上風力発電(エネルギー生産)は、沿岸国(主権国家)の主権的権利
洋上風力発電による権利の行使＝国益の最大化

(2) 国際法上の義務の履行

EEZでは、沿岸国(日本)のみならず、外国による海洋利用が同時進行
外国の海洋利用への妥当な考慮。他国は日本の海洋利用への妥当な考慮。



日本が、「EEZを洋上風力発電によりどのように利用したいか」を決定することが前提。
その上で、日本による利用と外国による利用との調整をはかるのが、「妥当な考慮を払う義務」の本旨。単に、外国の海洋利用を忖度することが本旨ではない。

EEZの「どこで」「どのように」洋上風力発電を実施するか決定＝海洋空間計画の策定
は、国際法上の権利の行使のためにも、義務の履行のためにも、不可欠



国家の権利義務の実施と日本の国家政策の策定・実現との不即不離の連動
改正再エネ海域利用法のもとで、この不即不離の連動を担保できるか？

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

29

4. 改正再エネ海域利用法における海洋空間計画

(1) 海洋空間計画の機能

①EEZにおける洋上風力発電の「募集海域」の選定

②協議による多様な海洋利用・利害関係の調整

【主権国家としての目的】

繰り返し国が標榜する「(日本は)世界第6位の管轄海域面積(をもつ)」

そこでの国家利益の最大化が国家目的のはず



海洋空間計画の策定および実施はいかにあるべきか？

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

30

4. 改正再エネ海域利用法における海洋空間計画

(2) 海洋空間計画の策定および実施

① 策定主体＝「国」

海洋国家のあるべき姿。海洋立国を唱えることの意味

c. f. 改正再エネ海域利用法では、ほとんどの手続きや制度は、経済産業省・国土交通省・環境省が実施

👉 オールジャパンといえる？

総合海洋政策本部主催のシンポジウムでは、MDA(海洋状況把握)による情報収集、海域利用を可視化する“海しる”に基づく海洋空間計画を宣伝

MDAにより国の防衛に係る情報(秘とされる情報)もある。そうした情報も把握できる主体が、すなわち、国が、万全で十分な情報をふまえて、海洋空間計画を策定すべき

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

31

4. 改正再エネ海域利用法における海洋空間計画

(2) 海洋空間計画の策定および実施(つづき)

②「募集海域」の選定における調査や多様な海洋利用・利害関係の調査👉考慮の前提

e. g. 多様な海洋利用の「**実態**」調査

e. g. 海流・海底地形・風向・風量等の洋上風力発電にかかわりうる自然要因の海洋調査

e. g. 外国の利用(外国船舶によるEEZの航行利用等)の調査

⇒「国家」の介入・関与が不可欠

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

32

4. 改正再エネ海域利用法における海洋空間計画

(2) 海洋空間計画の策定および実施(つづき)

③ 利益調査・考慮1. 漁業

e. g. 多様な海洋利用の「**実態**」調査・漁業の**実態**

領海の狭い海域と異なり、EEZ(沿岸から200カイリ以内)の広い海域での、「**実際の**」「**具体的な**」漁業の実態把握が不可欠

海域における漁業資源の賦存、実際の洋上風力発電技術や機器による漁業資源や漁獲活動等への影響の評価

V. 国際権利義務の実施を伴う海洋政策の策定

33

4. 改正再エネ海域利用法における海洋空間計画

(2) 海洋空間計画の策定および実施(つづき)

③利益調査・考慮2. 外国による海洋利用への妥当な考慮(UNCLOS上の義務)

e. g. 外国船舶の航行一重要航路を妨げない、代替航路の確保

- ・洋上風力発電施設の周囲に「安全水域」の設置

船舶の安全を確保、同時に、発電施設の安全も確保

安全水域に、不審な外国船が侵入する事案もありうる

同様に、送電海底ケーブルを敷設すれば、その安全確保も必要

- ・衝突などの損害一国際法上の責任、国内法上の責任がありうる。保険。

e. g. 東シナ海の近隣諸国との関係

相互の距岸距離が大きくなり、EEZの境界画定もない

UNCLOS上の特有の義務(74条3項)に従った対応をするとともに、自国の主張を維持しながら、「外国の利用」が、UNCLOS上で、適法な利用である限り、それについて「妥当な考慮」を払う義務

VI. 「オールジャパン」

34

海洋空間計画に基づいて海洋利用による利益・国家利益の最大化
＝主権国家である日本がEEZでもつ国際法上の権利の実現



「利益」一広くとらえられる

- ・航行・漁業・資源開発・軍事演習・レジャーなどの海洋利用から得られる利益

- ・「どのような洋上風力発電の実施が最大利益を生むか」一多様な要因により支えられ実現される



技術・海上輸送・港湾設備や人材育成に関わる人
産業界や有識者

気象や海底潮流などの自然要因の調査・研究者

VI.「オールジャパン」

35



これらに関わる人すべてが**stakeholders**

利益を、主体的に認識し、適切に主張し、積極的に議論する

国が適切な手続きで、選択・優先順位の決定をする

＝海洋空間計画の策定と実施

＝国際法上の日本の権利の実現

この国家の政策決定・実施を前提としてこそ、主権国家である
日本の洋上風力発電という海洋利用が具体化する

この日本の海洋利用と、外国による海洋利用との間で、相互に、
「妥当な考慮を払う」義務を履行する

VI.「オールジャパン」

36



国内的には、日本の海洋政策の策定・実施と、国際的には、
国際法上の権利の実現と義務の履行が連動する
その基礎となるのは、「オールジャパン」のすべての
stakeholdersの意識であり、行動

みなさま、一緒に！

END

37

ご清聴、誠にありがとうございました！